

## 平成24年度第3回京都市産業廃棄物3R推進協議会 摘録

- 1 日 時 平成25年2月26日（火） 午後2時～3時30分
- 2 場 所 職員会館「かもがわ」大会議室
- 3 出席委員 新井委員，井上委員，木原委員，黒坂委員，郡嶋委員，高木委員，高橋委員，  
檀野委員，近本委員，外池委員，福岡委員，細木委員，山田委員

### 4 議事内容

#### (1) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

##### ア 「第13回環境フォーラムきょうと」の開催（啓発・環境教育）

資料1に基づいて事務局から説明があった後，次のような意見交換が行われた。

委 員：3月9日に開催される「環境フォーラムきょうと」には，委員の皆さんも是非出席していただきたい。また，可能な限りそれぞれの団体等においても周知をお願いしたい。

##### イ 「産廃チェック推進制度（仮称）」の創設（排出事業者認証制度）

資料2に基づいて事務局から説明があった後，次のような意見交換が行われた。

委 員：事業者に対するアンケート調査において，コンプライアンスの意識が高くないという結果を受け，トップランナーに対する表彰ではなく，まずはボトムアップを図ろうという制度趣旨である。産廃の適正処理に重点を置き，自らチェックして問題点があれば自覚し，改善することで，更なる3Rにもつなげていこうというものである。

いずれコンプライアンスの意識が高まれば，3R等に関するチェックシートの内容を充実させることもできるのではないか。

委 員：3箇年連続の認定で特別版の認定証を渡すということだが，連続が必須になるのか。合計3回認定では駄目なのか。

事 務 局：必須と考えている。2年連続で認定されても3年目に認定されなければ，また初めからとなる。

委 員：運転免許のゴールド免許のようなものだと思ってもらったらよい。

委 員：3箇年連続認定取得者に対するインセンティブはあるのか。連続取得後は認定対象外ということだが，市のチェックを受けることはないのか。

また，ボトムアップの制度趣旨は理解するが，せっかく市が認定するのであれば，制度名に「認定」という言葉が入る方が，事業者へのアピールにもなるのではないか。

事 務 局：連続取得者に対するインセンティブについては検討中だが，例えば，認定の有効期間を1年として，3回目の期間を満了した場合は，改めて表彰するというようなことは考えている。

制度の名称については，もう少し検討したい。

事 務 局：自らのチェックが習慣になることが制度の目的であり，認定の連続取得者に

については、認定対象でなくなったとしても、チェックを継続してくれるのではないかと期待している。

前回の協議会で、チェックシートを事前に市の上下水道局にも試してもらえないかという意見があったので、実際に試してもらった。結果としては、一部「不適」もあったようだが、簡単に改善できる部分だったのですぐに改善したということだった。

また、市の職員は人事異動で数年ごとに代わるので、新しい職員の勉強にも使えるという意見もあった。市の施設なので認定対象からは外すが、チェックシートは十分活用できると思う。

委員：自己チェックを広げていくことが趣旨であり、制度名称については「認定」にこだわらなくてもよいのではないかと。

今後のスケジュールについてだが、認定の結果通知や認定証交付式を来年1月に予定されているが、早ければ7月に申請する業者もあるので、かなり間が空いてしまう。特に、良い結果であれば、新年の挨拶等で話題にしてもらうということも考えられるので、できれば年内に結果が分かるようにしてほしい。

委員：申請件数によっても変わると思うが、申請が少なければ早め早めに対応する方がよいだろう。

事務局：できるだけ対応したいと思う。

委員：市内の事業者が対象となる制度なので、産廃を他府県で処理するのではなく、市内で処理しているということが分かる項目をチェックシートに取り入れられないか。市内で発生した産廃は市内で処理するという観点も大切だと思う。

事務局：特殊な処理が必要な産廃もあるので、全ての産廃を市内で処理することは難しい。

委員：市内で処理できない場合は仕方ないが、できる物なら市内で処理するべきだと思う。

また、認定については個別の事業場が対象となるが、同業種や同規模の認定業者がグループとなって、処理に関しての情報共有や、お互いにチェックできるような仕組みができればよいと思う。

事務局：グループでの取組につなげるという視点は、なるほどと思う。

市内での処理については、法令の基準に関するチェックシートに入れることは難しいが、3Rの推進に関するチェックシートの中に、「環境負荷低減に関する具体的取組」という項目があり、そこに「小さい輪の中での資源循環を推進している」というようなことを記入できるように誘導する方法はあるかもしれない。

委員：そういうことがチェックシートに書けるのであれば、ある意味では市内の処理業者に委託することへのインセンティブになる可能性もあるので、検討してほしい。

委員：制度の趣旨がボトムアップを図ることであれば、中小企業が対象となると思われる。インセンティブについてはこれから検討ということだが、例えば何か有用な情報が得られるなど、特に小規模の企業ではよほどのインセンティブが

ないと参加しないと思う。

事務局：そういったことを念頭に置く必要があると認識している。

委員：3R支援センターと共同でインセンティブを検討するということも考えられるのではないかと。情報提供なのか、金銭的なインセンティブなのかも検討する必要がある。

委員：チェックシートを使うことは勉強にもなるのでよいと思うが、種類や項目も多く、申請につなげるにはハードルが高いのではないかと。

また、チェックシートに1つでも「不適」があれば認定はされないのか、項目によっては「不適」でも認定されるものがあるのか。

事務局：チェックシートは最少であれば基本シートと3R等に関するシートの2枚だけでよく、負担はそれほど大きくならないようにという思いはある。

法令の基準に関するチェックシートについては、1つでも「不適」があれば認定のレベルには達しないと思う。法律では努力義務となっている事項も含めて、しっかりできている業者でないとなれば認定は難しいと考えている。

委員：認定については全て「適」にならないと難しいと思う。申請をしてくる業者は、かなり自信のある業者だけになるかもしれない。

ただ、チェックシートはよくできていると思う。難しい法律をうまく区分しており、基本シートと追加シートに分ける工夫がされている。追加シートに該当しなければ、基本シートと3R等に関するシートの2枚だけでよい。実際に申請する企業だけでなく、あらゆる企業がこのチェックシートを活用できる。認定されるのは、全体の上位にあるような企業かもしれないが、その裾野でチェックシートが活用される意義は大きい。

委員：裾野を広げることやボトムアップを目的とするなら、「不適」が簡単に改善できる項目であれば、改善して認定できる仕組みにして、広く拾えるようにしてほしい。

委員：市の職員が事業場に確認に行く段階が1つのポイントになるのではないかと。その際に「不適」の部分があれば改善策を出させて認定し、次年度にその改善が実施されていなければ認定はしないというやり方もあるかもしれない。

委員：やはり「不適」があれば認定しない方がよいと思う。一番大事なことは、自らチェックしてもらうことであり、「年に1回はみんなでチェックしましょう」という呼びかけを行って、「不適」の部分があればどう改善するかというアクションを起こしてもらう必要がある。認定に重きを置くのではなく、チェックして改善して下さいという取組にすべきだと思う。

委員：制度の名称と中身に食い違いが出ないようにする方がよい。例えば、マニフェストの記載漏れで「不適」があり認定されないような重い制度に、「産廃できて認定制度」のような名称は合わない。しかし、分かりやすく親しみのある名称にするだけで、産廃という言葉が持つ重苦しいイメージが軽くなり、参加しやすくなるのではないかと。申請をいかに出してもらうかが大切で、今のままでは難しいと思う。ただでさえ産廃関係は報告書類も多く、新たな負担が生じる制度であれば申請してもらえない。

「不適」があった際に改善方法を教えてもらえるということは大事である。怒られるのではなく、教えてもらえるということをアピールする方がよいし、どこかに教えてもらいに行かなければならないのではなく、教えに来てくれる方がよい。

委員：「よく頑張りました」と「もう少し頑張りましょう」の間をどうするかということが問題である。「よく頑張りました」は既にできているので、褒めてあげればよい。「もう少し頑張りましょう」の中でもやる気のある業者に対しては、もう少しで正式認定ですよという準認定のようなものを作って支援するというやり方もあるのではないか。

委員：「産廃チェック推進制度」では、市民にはどういう制度なのか分からない。「適正」、「優良認定」、「優良推進」のような文言を入れ、3つ星のようなランク分けをするなど、市民が見ても分かるようにしてほしい。

委員：例えば、エコマークはもらえるかももらえないかだけだが、EUでは環境ラベルにフラワーマークがあり、達成段階等によってももらえるフラワーの数が変わる。東京のタクシー優良評価もAからCのようなランク分けがされている。そういうやり方を検討してもよいかもしれない。

委員：同じ行政の立場からすると、法令の基準に関するチェックシートは全て「適」にならないと認定できないと思う。法律で定められた事項に1つでも「不適」があれば難しい。3R等に関するチェックシートについてはファジーな項目もあり、そこでならABCのようなランク分けができると思う。

府が実施している「エコ京都21」には4段階あり、入門編として「チャレンジ」という部門がある。これはエントリー宣言をするだけで「エコ京都21」のロゴマークを使用できるというもので、そういうやり方はあるのではないか。

委員：「産廃チェック推進・認定制度」として、基準をクリアしている場合は認定するが、していない場合もチェックを推進するということで、推進制度であり認定制度でもあるというのはどうか。どちらも活かしてもらうのがよいのではないか。

委員：インセンティブも確かに重要で考慮すべきだが、法令遵守は自分の会社を守るためのものである。産廃処理を委託した業者が不法投棄をした場合に、委託方法に不備があれば委託基準違反となり、排出者の責任も問われることがある。自分の会社を守るためにチェックして「適」にしなければいけないということを伝えていく必要がある。

委員：制度を説明する際には、何のためにこの制度があるのかということを説明しなければならぬ。自らを見直すためであり、自衛のためでもあるということ伝えることは重要である。

委員：制度の対象事業場はどれぐらいを見込んでいるのか。

事務局：認定の対象としては、1000件程度になると試算している。これはあくまでも認定の対象であり、チェックシートについては広く活用してもらいたい。

委員：論点は出そろったと思うので、本日の意見を踏まえて事務局で更に検討してもらいたい。

## (2) 京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会設置要綱の改正

資料 3 に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：全国的に、委員会や協議会については条例化する動きが広がっているが、この協議会は要綱のまま大丈夫なのか。

委員：大阪府でも問題になっている。

委員：京都府でも基本的には条例化しようという流れになっている。

事務局：本協議会は問題ないと考えているが、確認はする。

## (3) 次回の協議会

資料 4 に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：次回の協議会は新体制で 7 月頃に開催ということだが、新委員の手続はいつ頃から始まるのか。

事務局：新年度になってから進める。

委員：7 月開催ということは、推進制度の受付はスタートしていることになる。今日の議論を踏まえて検討してもらった最終的な制度内容等については、いつ頃決定するのか。

事務局：制度の要綱等の最低限必要な部分は 3 月中に決定し、制度の運用に係る事項については、新年度に順次決定していくことになる。制度の創設について 3 月中に広報発表をする予定なので、まずその時点で各委員に資料を送付させてもらう。

委員：本協議会の役割は制度設計について議論することであり、最終的に制度やその運用等については市が決めることになる。その結果については各委員に情報提供をお願いしたい。

事務局：本日の協議会において出された意見を基に、しっかり制度を固めていきたい。広報発表する前か同時期には、各委員に内容をお伝えする。